

## 第2回新市建設計画作成等小委員会 次第

日 時： 平成15年9月25日(木) 午後2時00分から  
会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

### 1 開会

### 2 議題

#### (1)提案事項

協議新市第1号	合併の期日について(協定項目2)	(資料1)
協議新市第2号	新市の名称について(協定項目3) (新市名称の決定方法について)	(資料2)

#### (2)合併に係る基本的事項について

合併の方式について(協定項目1)	(資料3)
新市の事務所の位置について(協定項目4)	(資料4)
地域審議会の取扱いについて(協定項目6)	(資料5)
新市建設計画に係る事項について(協定項目25)	(資料別冊「新市建設計画策定に向けて」)

#### (3)その他

・第3回新市建設計画作成等小委員会開催日時について	(資料6)
---------------------------	-------

### 3 閉会

## 合併の期日について（協定項目第2号）

合併の期日に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	合併の期日
調整方針	合併特例法の期限である平成17年3月を合併期日の目標とする。 ただし、具体的な合併期日は、この協議会の協議の進捗状況、住民生活への影響、合併に向けた体制整備状況などを総合的に勘案し、別途協議する。

協議状況	
提案	平成15年 9月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

## 合併の期日について（協定項目２）

### 1 検討協議会確認事項

合併特例法の期限である平成17年3月を合併期日の目標とする

### 2 合併の期日を定めるにあたっての留意点

#### （１）住民への影響

住民生活に大きな影響が出ないようにする。

#### （２）合併の事務処理・引継ぎの利便性

市町村が合併するために必要とされる規定の手続きを行うための期間を見込む。

市町が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（県知事）総務大臣が官報に告示、など様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。

#### （３）財政措置の期限

「合併の特例に関する法律」の期限は、平成17年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は、受けられないことになる。

##### 最近の動向

[平成15年7月8日] 総務省が「市町村合併促進プラン」の中で、関係市町村が平成17年3月31日までに合併を都道府県知事に申請すれば、財政支援を行えるよう「合併の特例に関する法律」の改正案を次期国会に提出する方針を明記。

#### 【主な財政措置】

##### 普通交付税の算定特例（合併算定替）の期間延長（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の5年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

##### 合併特例債（第11条の2）

市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充当(充当率95%)でき、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される。

- ・ 合併市町村のまちづくりのための建設事業
- ・ 合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積み立て

#### (4) 合併時に想定される事務事業等との関係

決算時期や予算編成等の業務に及ぼす影響を考える。

合併により消滅した市町村の収支は、消滅の日をもって打ち切り、合併関係市町村の長又は首長の職務代理者であった者がこれを決算することになる。

#### (5) 電算システムの統合・運用との関係

合併期日から基幹システムを運用するにあたり、データ移行や確認作業等が必要であるため、連休後が望ましい。

移行するシステムの規模及びシステム数があまりにも大きいため、これらの作業を平日の業務終了後に実施することは事実上不可能である。このため、長期の休日を活かした移行日程を計画する必要がある。

年度末の前後の窓口業務の繁忙期にシステムを切替えることは、実業務に支障がでることが容易に想像される。

これらから、繁忙期の3、4月を避け、かつ長期の休日をはさんだ合併日を設定することが必要である。

### 3 先進事例

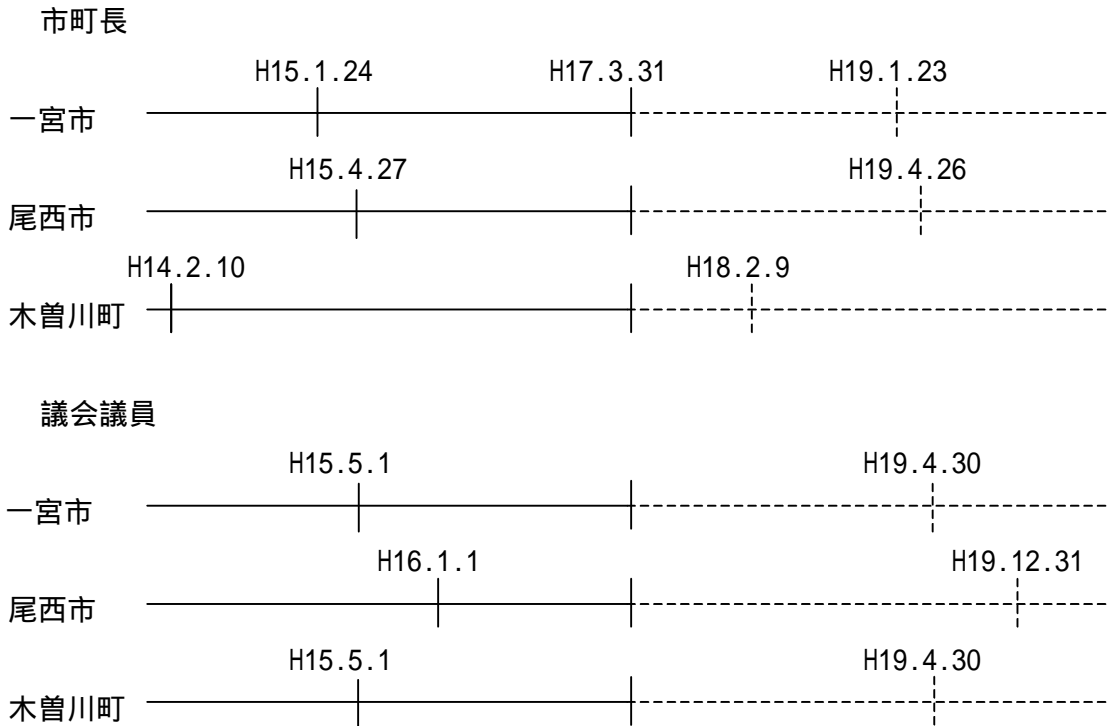
先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。

#### 【施行期日集計（昭和60年度～現在）】

月別件数		月日別件数				日別件数	
1月	3件	1月1日	1件	7月7日	1件	1日	37件
2月	5件	1月21日	1件	8月20日	1件	3日	2件
3月	5件	1月31日	1件	9月1日	3件	6日	1件
4月	19件	2月1日	4件	11月1日	3件	7日	1件
5月	3件	2月3日	1件	11月15日	1件	15日	1件
6月	1件	3月1日	4件	11月30日	1件	20日	1件
7月	2件	3月3日	1件			21日	2件
8月	1件	4月1日	18件			30日	1件
9月	3件	4月21日	1件			31日	1件
10月	0件	5月1日	3件				
11月	5件	6月6日	1件				
12月	0件	7月1日	1件				
合計	47件			合計	47件	合計	47件

(参考資料)

【関係市町長及び議会任期】



【平成17年3月～平成17年5月カレンダー】

平成17年3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 先負	2 仏滅	3 大安	4 赤口	5 先勝
6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 友引	11 先負	12 仏滅
13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引	17 先負	18 仏滅	19 大安
20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負	24 仏滅	25 大安	26 赤口
27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅	31 大安		
平成17年4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1 赤口	2 先勝
3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口	8 先勝	9 先負
10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅
17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安
24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負	28 仏滅	29 大安	30 赤口

平成17年5月						
日	月	火	水	木	金	土
1 先勝	2 友引	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝
8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝	12 友引	13 先負	14 仏滅
15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 仏滅	21 大安
22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口
29 先勝	30 友引	31 先負				

## 新市の名称について（協定項目第3号）

新市の名称に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	新市の名称
調整方針	新市名称の決定方法については、別紙「新市名称の決定方法」のとおりとする。

協議状況	
提案	平成15年 9月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

# 新市名称の決定方法

## 1 決定方法

「新しいまちをつくる」というイメージを高めるとともに、合併に対する住民の意識や気運をより高めるため、現在の2市1町の名称(一宮・尾西・木曽川)も含めて、「新市の名称としてふさわしい名称」を、一宮市・尾西市・木曽川町の住民を対象に広く公募を行い、応募された名称の中から協議会において決定する。

## 2 応募要領

応募資格	2市1町の在住者
応募方法	2市1町の全世帯に配布した協議会だよりの専用ハガキ (郵送料は、協議会で負担する) 官製ハガキ(下記「記載事項」を明記) ----- 応募可能数は1人1名称1点限り有効とする。
周知方法	協議会だより、協議会ホームページ、市町広報誌等
応募期間	平成15年10月15日～平成15年11月11日(消印有効)
応募記載事項	新市の名称 住所 名称のフリガナ 氏名 その名称とする理由(省略可) 年齢 郵便番号 電話番号
応募条件	常用漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。 公序良俗に反する名称、また一般常識上において不適切と思われる名称でないこと。 知的所有権に抵触しない名称であること。 全国の市と同じ表記でないこと。
決定基準	現在の2市1町の名称(一宮・尾西・木曽川)も含め、新市の名称としてふさわしい名称 一宮市・尾西市・木曽川町の歴史的由来、文化、特徴、地理的特性を表現した名称 一宮市・尾西市・木曽川町の知名度の向上が期待でき、対外的にアピールできる名称 一宮市・尾西市・木曽川町のまちづくりの理念や願いを表した名称
応募作品の取り扱い	応募された作品に関する一切の権利は、当合併協議会に帰属する。 応募名称をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて補作することができる。その際、あくまでも原案の趣旨を損なわない範囲で、これを行う。
発表	協議会で決定後、「合併協議会だより」及びホームページで発表する。

賞品等はなし

## 3 その他

応募された名称ごとの応募点数は、新市の名称の決定には、影響を及ぼさないものとする。

## 公募による新市名称決定までのスケジュール

日時	協議会	小委員会	事務局
8月8日	第1回協議会 小委員会設置規程の決定		
8月22日		第1回小委員会 新市名称について検討 名称決定方法(案)の検討	
9月25日		第2回小委員会 <u>名称決定方法の決定</u>	
9月30日	第2回協議会 第1・2回小委員会の報告 <u>決定方法等について決定</u>	第3回小委員会(10/8)	第2回小委員会の決定を受け、名称の決定方法等について提案
10月15日		第4回小委員会(10/21)	募集開始(だより配布) (10/15)
10月28日	第3回協議会		↑ 募集 ↓ 4週間 (広報活動)
11月11日			募集締切 (11/11)
			↑ 集計 ↓
11月28日		第5回小委員会 集計結果の報告 「新市の名称」候補の選定	募集結果取りまとめ (集計)
12月22日		第6回小委員会 「新市の名称」の決定	
12月25日	第4回協議会 「新市の名称」の決定		



## 合併の方式について（協定項目 1）

### 1 合併方式の定義

新設合併	編入合併
2以上の市町村の区域の全部もしくは、一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。

### 2 合併方式が影響を及ぼす協定項目等

項目	新設合併	編入合併
新市の法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
新市の名称	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。
新市の事務所の位置	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となるが、編入する市町村の事務所的位置を変更することにより、新たに市町村の事務所の位置を決めることもできる。
現首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とする。 合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員での被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。
農業委員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）はすべて失職する。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは10～80人の範囲で、1年以内の間在任できる。
		編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。
		編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。
		編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。

<p>その他特別職の身分</p>	<p>市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会</li> <li>・ 選挙管理委員会</li> <li>・ 固定資産評価審査委員会</li> </ul>	<p>編入する市町村の職員は身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失う。</p>
<p>一般職の身分</p>	<p>市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。</p>	<p>編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に身分が引き継がれる。</p>
<p>条例・規則等</p>	<p>消滅する合併関係市町村の条例・規則等は全て失効する。(新たに制定する)</p>	<p>編入する市町村の条例・規則等を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う)</p>

## 合併の方式の違いによる事務事業への影響

区分	新設合併	編入合併
設置、増員選挙の有無 (長、議会議員、農業委員会委員)	長、議会議員(在任特例を適用しない場合)の設置選挙が必要 農業委員会委員の設置選挙 (1つの委員会を設置する農委法の原則の場合)	議会議員(在任特例を適用しない場合)の増員選挙が必要 選挙なし
条例・規則等の制定	新たな法人格が設置されることから、約1,100の条例・規則等を新たに制定する必要がある。(全面的な新設)	事務事業の一元化等の協議結果に基づき、条例・規則等の改正を行う。 (一部改正等)
審議会・協議会等の委員	全ての審議会・協議会等の委員が全員失職するので、新たに選定し委嘱する必要がある。(全員新選定)	編入される団体の委員は全員失職するが、編入する団体の委員は在任することから、協議結果に基づき、編入される区域からの委員の増員等を行う必要がある。(増員分選定)
契約の変更	法人格の廃止、新設に伴い別法人となるため、継続すべき全ての契約を変更する必要がある。 (全契約の変更)	編入される団体の契約のうち、協議結果に基づき継続が必要となるものについて変更する必要がある。 (一部契約の変更)
登記の変更	法人格の廃止、新設に伴い別法人となるため、不動産等の全ての登記を変更する必要がある。 (全登記の変更)	編入される団体の不動産等の登記のうち、協議結果に基づき承継されるものについて変更する必要がある。 (一部登記の変更)
「合併の方式」と「合併協議の進め方」との関係	3市町が全協議項目について「対等の精神」に基づき、望ましい新市のあり方を協議する。	

## 新市の事務所の位置に関する協議事項（協定項目 4）

## 1 事務所の設置方式（案）

現一宮市役所を本庁舎とする、分庁方式とする。

## 【事務所の設置方式の比較】

項目	本庁方式	分庁方式	支所方式
概要	合併市町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、出張所とする。	合併関係市町の庁舎に行行政機能を持たせて振り分け利用する。	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。
メリット	事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。
デメリット	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける。

## (1) 分庁方式とする理由

## 本庁方式の問題点

## ア 収容能力

現在の2市1町の本庁職員をすべて収容することができる庁舎はなく、既存の庁舎を活用する本庁方式は不可能である。

## 【各市町庁舎収容能力】

	収容人員	特記事項
一宮市本庁舎・分庁舎	727人	建替えの必要性有り（老朽化、耐震性の問題）
尾西市現庁舎・新庁舎	266人	新庁舎建設中
木曽川町庁舎	96人	
計	1,089人	

1：現在、既に飽和に近い状態であることを勘案し、H15.4.1現在の本庁舎・分庁舎内勤務職員数を収容人員と仮定。

2：尾西市については新庁舎建設中のため

「H15.4.1現在の本庁舎内勤務職員数人数(185人) + 新庁舎移転予定人員(81人)」

3：特別職、嘱託職員、臨時職員は除く。

イ 庁舎建設費用

アの点から既存施設では収容能力がなく、新たな用地確保を伴う新庁舎を建設する必要があり、莫大な費用がかかる（概算200億円）。

支所方式の問題点

ア 人件費削減効果

合併の効果として、管理部門や事務局部門等限られた部門にしか期待できない。

イ 事務の効率性

各市町に行政機能をそのまま残すため、事務の効率化の面でも、効果はほとんど期待できない。

以上の点から、分庁方式が最も現実的である。ただし、次の点の課題について対応策を検討する必要がある。

住民への周知徹底

意思決定の円滑化、部局の横断的な連絡調整

(2) 現一宮市役所を本庁舎とする理由

住民の利便性確保、円滑な行政運営のためには、交通条件、地理的条件、庁舎の規模、国・県等、他の官公署との連絡調整等を考慮し、現一宮市役所を本庁舎とする。

(3) 分庁方式を採用した場合の部署配置

【基本的な考え方】

本庁とする一宮庁舎には、議会及び総務・企画等管理部門を中心に配置する事業部門を機能分担し、庁舎の収容能力に応じて尾西、木曽川庁舎に配置する以上の基本的な考え方のもと、協定項目第13号「事務組織及び機構の取扱い」において検討し、決定する。なお、具体例として次の2例等が考えられる。

(具体例1)

現庁舎	呼称	配置部署	想定職員数
一宮市役所	一宮庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・税務・住民(統括部門)・福祉(統括部門)・国保(統括部門)・商工観光・農水産・上水道・下水道・窓口部門	730~780名
尾西市役所	尾西庁舎	建設・都市計画・住宅・窓口部門	240~270名
木曽川町役場	木曽川 庁舎	教育・窓口部門	80~100名

( 具体例 2 )

現庁舎	呼称	配置部署	想定職員数
一宮市役所	一宮庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・税務・住民(統括部門)・福祉(統括部門)・国保(統括部門)・教育・上水道・下水道・窓口部門	730～780名
尾西市役所	尾西庁舎	建設・都市計画・住宅・窓口部門	240～270名
木曾川町役場	木曾川 庁舎	商工観光・農水産・窓口部門	80～100名

【現一宮市の組織・機構から見た2市1町の職員数】

部名	事業分野	職員数	部名	事業分野	職員数
企画部 総務部	総務・企画・財政・管財・ 電算・人事・選挙・税務	294人	教育 文化部	教育	65人
議会 事務局	議会	21人	経済部	商工観光・農水産	64人
監査 事務局	監査	10人	建設部	建設・都市計画・住宅	241人
会計課	会計	28人	水道部 下水道部	上水道・下水道	59人
市民 福祉部	住民・福祉・国保	209人	環境部	環境	17人
計					1,008人

1：人員は、H15.4.1現在の本庁舎・分庁舎内勤務職員数

2：特別職、嘱託職員、臨時職員は除く。

( 参考：先進事例 )

西東京市(田無市・保谷市合併協議会)の例

	主な事業分野
田無庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・監査・会計・農林水産・商工観光・ 税務(統括部門)・住民(統括部門)・国保(統括部門)・窓口部門
保谷庁舎	建設・上水道・下水道・都市計画・住宅・環境衛生・教育・窓口部門

この他に、保谷保健福祉総合センターに健康・福祉(統括部門)・防災部門を、  
保谷東分庁舎に選挙部門を置いている。

東かがわ市(引田町・白鳥町・大内町合併協議会)の例

	主な事業分野
白鳥庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・税務(統括部 門)・窓口部門
引田庁舎	建設・上水道・下水道・都市計画・住宅・環境・農林水産・商工観光・窓口部門
大内庁舎	福祉(統括部門)・住民(統括部門)・国保(統括部門)・健康・教育・窓口部 門

## 2 窓口部門等の業務内容（案）（分庁機能以外の機能）

### 【基本的な考え方】

市町村合併（行政改革）効果を最大限に発揮させつつ、住民サービスの低下を招かないことを基本とする

情報ネットワークを活用し、より一層の窓口機能の強化を図る。

尾西・木曽川庁舎には、地域審議会運営に必要な機能を配置する。

以上を踏まえ、次の案とする。

### 【窓口事務】 + 【地域審議会関連事務】とする。

#### （１）窓口事務

現一宮市には、10の出張所があり、住民が市役所まで出向かなくても済むよう、市民・福祉・保健に加え市税の各種届・申告書等の受付・証明などの事務を処理している。

地域バランス上、現尾西市役所、現木曽川町役場においても、これら住民に密接した事務を執り行う必要があり、その範囲は一宮市出張所の事務内容を基本とする。

（参考資料：一宮市出張所分掌事務・尾西市南部公民館での業務）

#### 【一宮市出張所処務規則抜粋】

##### （分掌事務）

第3条 出張所において取り扱う事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 出張所施設の管理に関すること。
- 2) 公印の管守に関すること。
- 3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する各種届、申請書等の受付及び証明に関すること。
- 4) 国民健康保険に関する各種届、申請書等の受付並びに保険証の交付及び加除に関すること。
- 5) 国民年金に関する各種届、申請書等の受付及び年金手帳の加除に関すること。
- 6) 埋火葬の許可並びに霊きゅう車及び斎場使用の許可に関すること。
- 7) 母子健康手帳の交付に関すること。
- 8) 市税の各種届、申告書等の受付及び証明に関すること。
- 9) 生活保護家庭関係者の医療券に関すること。
- 10) 介護保険に関する各種届、申請書等の受付に関すること。
- 11) 広報及び各種文書の配付に関すること。
- 12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

#### 【尾西市南部公民館での業務】

・戸籍、住民基本台帳、印鑑登録の証明等の取扱い

(参考資料：愛知県下各市出張所事務)

**【豊明市出張所処務規則抜粋】**

(所掌事務)

第2条 出張所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 1) 住民票の写し及び住民票の記載事項証明書の交付に関する事。
- 2) 印鑑登録証明書の交付に関する事。
- 3) 戸籍の記録事項証明書の交付に関する事。
- 4) 戸籍の附票の写しの交付に関する事。

**【蒲郡市出張所処務規則抜粋】**

(分掌事務)

第4条 出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

- 1) 戸籍に関する事。
- 2) 住民基本台帳に関する事。
- 3) 印鑑登録に関する事。
- 4) 埋火葬許可証の作成及び交付に関する事。
- 5) 霊柩自動車利用許可申請書の受付及び手配に関する事。
- 6) 国民健康保険被保険者証等の発行及び訂正に関する事。
- 7) 国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費申請の受付に関する事。

(2) 地域審議会事務

今回の市町村合併にともない設置を検討する「地域審議会」は、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併関係市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる機関である。

当該区域の実情を熟知した地域において、その事務を執り行う必要があり、尾西、木曾川庁舎に窓口機能に加え、地域審議会に関連する機能を持たせる必要がある。



地域審議会の取扱いについての協議事項

項目		(案)												
区域・名称・委員数・庶務		<table border="1"> <tr> <td>区域</td> <td>合併前の尾西市</td> <td>合併前の木曽川町</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>尾西地域審議会</td> <td>木曽川地域審議会</td> </tr> <tr> <td>委員数</td> <td>10人以内</td> <td>10人以内</td> </tr> <tr> <td>庶務</td> <td>尾西庁舎</td> <td>木曽川庁舎</td> </tr> </table>	区域	合併前の尾西市	合併前の木曽川町	名称	尾西地域審議会	木曽川地域審議会	委員数	10人以内	10人以内	庶務	尾西庁舎	木曽川庁舎
		区域	合併前の尾西市	合併前の木曽川町										
		名称	尾西地域審議会	木曽川地域審議会										
		委員数	10人以内	10人以内										
庶務	尾西庁舎	木曽川庁舎												
所掌事項	市長の諮問に応じて審議し、答申するもの 市町村建設計画の変更 市町村建設計画の執行状況(定期的) 基本構想・各種計画の策定・変更 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用 (基金創設があった場合) その他市長が必要と認める事項 必要に応じ市長に意見を述べるもの 市町村建設計画の執行状況(随時的) 公共施設の設置・管理運営 福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況													
委員構成	公共的団体の役職員 学識経験者 公募により選任された者(3人以内)													
委員の任期等	任期	2年(欠員の場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間)												
	再任	可能												
	失職	設置区域に住所を有しなくなったとき												
会長及び副会長		会長及び副会長各1名(委員の互選)												
会議の運営	招集	会長												
	議長	会長												
	必要出席者数	過半数												
	議事	出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決による。												
	公開・非公開	原則公開												
意見聴取等		関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力要請												
報酬及び費用弁償		新市の「報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく												
設置期間		概ね10年間												

(参考資料：先進事例)

	合併市町村	都道府県	合併関係市町村 ( )内を除く地域に地域審議会を設置	合併期日	方式	設置期間		審議事項					
								1	2	3	4	5	6
1	大船渡市	岩手県	(大船渡市・)三陸町	H13.11.15	編入	概ね10年	合併の日～H24.03.31	●	●	●		●	
2	加美町	宮城県	中新田町・小野田町・宮崎町	H15.04.01	新設	10年	合併の日～H25.03.31	●	●		●	●	
3	南アルプス市	山梨県	八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	H15.04.01	新設	10年	合併の日～H25.03.31	●	●		●	●	
4	新居浜市	愛媛県	(新居浜市・)別子山村	H15.04.01	編入	10年	合併の日～H25.03.31	●	●			●	
5	あさぎり町	熊本県	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	H15.04.01	新設	10年	合併の日～H25.03.31	●	●	●	●	●	
6	周南市	山口県	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	H15.04.21	新設	概ね10年	合併の日～H25.03.31	●	●		●	●	
7	田原市	愛知県	(田原町・)赤羽根町	H15.08.20	編入	概ね5年	合併の日～H21.03.31	●	●		●	●	
8	千曲市	長野県	更埴市・戸倉町・上山田町	H15.09.01	新設	10年	合併の日～10年間	●	●			●	

「審議事項」は、地域審議会設置に係る規定に記載されている事項を単純に整理したもので、数字は、1 = 建設計画変更関係、2 = 建設計画執行状況関係、3 = 振興基金活用関係、4 = 新市町村の各種計画関係、5 = その他必要な事項、6 = 1～5以外の規定事項を示します。

	合併市町村	任期	各審議会の委員数	委員構成(規定上)									
				公共的団体	学識経験者	議会議員	公募	自治会等	経済産業	教育文化	福祉衛生	青年・女性等	消防団
1	大船渡市	2年	15人以内	●	●		3人以内						
2	加美町	2年	15人以内	●	●		3人以内	●					
3	南アルプス市	2年	20人以内	●	●	●							
4	新居浜市	2年	7人以内	●	●		3人以内						
5	あさぎり町	2年	15人以内		●			●	●	●	●	●	●
6	周南市	2年	15人以内	●	●		●						
7	田原市	2年	10人以内		●			●	●	●	●	●	
8	千曲市	2年	20人以内		●		5人以内						

「委員構成」は、地域審議会設置に係る規定に記載されている事項を単純に整理したものです。

## 第 3 回新市建設計画作成等小委員会の開催日程について

次回の新市建設計画作成等小委員会開催予定

日 時	平成 1 5 年 1 0 月 8 日 (水) 午後 4 時 0 0 分から
会 場	一宮地場産業ファッションデザインセンター 2 階第 1 会議室

(参考：第 2 回 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会)

日 時	平成 1 5 年 9 月 3 0 日 (火) 午後 2 時 0 0 分から
会 場	一宮地場産業ファッションデザインセンター 1 階展示ホール